

公営競技納付金の納付に関する 規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治財政局地方債課

1. 主な改正内容

- ・ 公営競技納付金制度の令和7年度までの延長に伴い、公営競技の交付金還付額等を公営競技納付金算定上の「収益」と算定しない特例措置（期限は令和2年度）を令和7年度まで延長する。
- ・ 公営競技納付金の納付に関する規則においては、「公営競技の公正かつ円滑な執行に必要な経費に充てるために積み立てたもの」は「収益」から控除する旨規定している。このため、仮に積立後に積立目的を変更してそれ以外の経費に充てた場合、当該積立は本来「収益」から控除できないものであるため、その旨の規定の明確化を図る（過去の各積立年度に「収益」から控除せずに納付金額を再算定）。

2. スケジュール

公布日：令和2年3月31日

施行日：令和2年4月1日（地方交付税法等の一部を改正する法律の施行日と同日）